

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 飲食店様への行政支援制度

## 1. 従業員の休業手当に関する支援制度

### 「雇用調整助成金（特例）」

#### ○制度の内容

日本と中国間の人の往来の急減による影響を受けるなど一定の要件を満たす事業主について、休業手当などを助成する制度です。

#### ○対象

日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合(10%)以上である事業主が対象になります。

#### ○助成内容と受給できる金額

※特例措置の内容、受給手続および支給要件の詳細に関しては、下記「制度の詳細内容」の資料をご確認ください。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり <u>8,335円</u> が上限です。(令和元年8月1日現在)	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

出所：厚生労働省ホームページ

#### ○制度の詳細内容

【厚生労働省ホームページ】

（「雇用調整助成金について」）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

○お問い合わせ先

【労働局】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

【ハローワーク】

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

【支給申請窓口】

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

制度の申請にあたっては必ず問い合わせ先に確認をお願いいたします。  
当社では制度面に関するお問い合わせを受けかねますのであらかじめご了承ください。

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 飲食店様への行政支援制度

## 2. 店舗運営に係る資金繰りに関する支援制度

### 「衛生環境激変対策特別貸付」

#### ○制度の内容

感染症等の発生による衛生環境の激変によって、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障をきたしている生活衛生関係事業者の経営の安定を図るための特別な貸付制度です。

#### ○対象

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店営業者、喫茶店営業者及び旅館業を営む事業者が対象となります。

#### ○貸付について

※制度の内容、過去実績等の詳細に関しては、下記「制度の詳細内容」の資料をご確認ください。

資金用途 : 経営を安定させるために必要な運転資金  
貸付限度額 : 飲食店営業及び喫茶店営業は別枠1,000万円、旅館業は別枠3,000万円  
貸付期間 : 7年以内  
据置期間 : 2年以内  
貸付利率 : 基準利率  
(ただし、振興計画に基づく事業を実施している者については、基準利率-0.9%)  
※担保等で変動あり。(令和2年2月3日現在、基準利率1.91%)  
取扱期間 : 令和2年2月21日から令和2年8月31日まで

出所 : 厚生労働省ホームページ

#### ○制度の詳細内容

##### 【厚生労働省ホームページ】

(「新型コロナウイルス感染症関連特別融資について」)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09513.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09513.html)

##### 【日本政策金融公庫】

(「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」の設置)

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)

#### ○お問い合わせ先

##### 【厚生労働省 医薬・生活衛生局生活衛生課】

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2301

#### ○日本政策金融公庫相談窓口

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214012/20200214012-1.pdf>

制度の申請にあたっては必ず問い合わせ先に確認をお願いいたします。  
当社では制度面に関するお問い合わせを受けかねますのであらかじめご了承ください。